

【韓国】水上レジャー機具の登録等に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 水上オートバイ、モーターボート等、水上レジャー活動で使用される機具の登録及び安全検査に関する法律が、2022年6月に制定、公布された。2023年6月に施行される。

1 背景と経緯

韓国では、1999年2月に「水上レジャー安全法（法律第5910号）」¹が制定、公布され、2000年2月に施行された。この法律では、動力水上レジャー機具²の操縦免許に関する事項、水上レジャー活動を行う者の安全遵守義務、水上レジャー活動禁止区域指定等の安全管理に関する事項、水上レジャー事業に関する事項等が規定された。2005年3月の全部改正（法律第7478号）により、「水上レジャー機具の登録及び検査」の章が加えられ（第5章）、その後も更に複数回の改正を経ていた。2020年10月、動力水上レジャー機具の安全検査未受検の問題³を背景とした水上レジャー安全法一部改正法律案⁴が国会に提出され、同年12月には、水上レジャー活動をめぐる環境の変化等を提案理由として、水上レジャー安全法のうち水上レジャー機具の登録、検査に関する部分を別の法律として制定する法案⁵が提出された。この2法案は、委員会案として一つの法案に⁶まとめられ、2022年5月29日に国会で成立し⁷、6月10日、「水上レジャー機具の登録及び検査に関する法律（法律第18957号）」⁸が公布された。本法律は、本則全6章構成全32か条、附則13か条から成り、2023年6月11日に施行される。

2 制定法の概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月8日である。

¹ 「수상레저안전법 (법률 제 5910 호)」

² 水上レジャー安全法制定時の法律第5910号では、「推進エンジンが取り付けられており、又は推進エンジンの取り付け若しくは分離が随時可能な水上レジャー機具であって大統領令が定めるものをいう」とした（第2条第3号）。直近で改正された水上レジャー安全法（法律第18958号、2022年6月10日一部改正公布、2023年6月11日（一部は2025年6月11日）施行）では、「推進エンジンが取り付けられており、又は推進エンジンを取り付け、若しくは分離することが随時可能な水上レジャー機具であって、水上オートバイ、モーターボート、ゴムボート、セーリングヨット（帆及びエンジンが設置されたものをいう）等大統領令で定めるものをいう。」とする（第2条第4号）。

³ 2020年10月28日に提出された議案番号2104737の水上レジャー安全法一部改正法律案の提案理由の中では、「夏季に主に利用される動力水上レジャー機具の特性上、当該季節が過ぎた場合に動力水上レジャー機具の利用減少に伴う安全検査の有効期間等に対する関心の低下により、安全検査未受検で摘発される事例が頻繁に発生している。」とされている。「[2104737] 수상레저안전법 일부개정법률안 (강민국의원 등 10인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N2Z0Y1O0K2F8H1A7E4S6T5M8W9D4Q5>

⁴ 「[2104737] 수상레저안전법 일부개정법률안 (강민국의원 등 10인)」

⁵ 「[2106491] 수상레저기구의 등록 및 검사에 관한 법률안 (이만희의원 등 10인)」

⁶ 「[2115754] 수상레저기구의 등록 및 검사에 관한 법률안 (대안) (농림축산식품해양수산위원회)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2U2L0A4I2C5M1A5H0G8E2G1Q1Q3Y5>

⁷ 「수상레저기구 등록·검사법」 제정, 안전한 레저환경 기반 마련」2022.5.30. 해양경찰청ウェブサイト <<http://www.kcg.go.kr/kcg/na/ntt/selectNttInfo.do?nttSn=38139>>

⁸ 「수상레저기구의 등록 및 검사에 관한 법률(법률 제 18957 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=243139&ancYd=20220610&ancNo=18957&efYd=20230611&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 以下、「水上レジャー機具登録法」という。

(1) 法適用の範囲

本法律は、水上レジャー活動に使用し、又は使用しようとする水上オートバイ、モーターボート、ゴムボート、セーリングヨット（帆及びエンジンが設置されたもの。）に対して適用し⁹（第3条）、遊船・渡船事業、体育施設（水上スキー場、ヨット場等¹⁰）業¹¹、釣り漁船業及びそれらの事業と関連した水上での行為を行う場合には適用されない（第4条）。

(2) 機具の登録

動力水上レジャー機具¹²を取得した者は、取得日から1か月以内に、住所地の管轄市長・郡守・区庁長に登録申請をしなければならず、登録されていない動力水上レジャー機具を運航してはならない（第6条）。市長・郡守・区庁長は、登録申請を受けた場合、申請者を登録原簿に「所有者」として登録しなければならず、登録原簿には、登録番号、機具の種類、機具の名称、保管場所、機具の諸元、推進エンジンの種類及び形式、機具の所有者、共有者に関する事項及び抵当権等に関する事項を記載しなければならない（第7条）。市長・郡守・区庁長は、登録された所有者に登録証及び登録番号板を発行しなければならない（第8条）。所有者は、動力水上レジャー機具のよく見える位置に登録番号板を付けなければならないが、何人も登録番号板を付けていない動力水上レジャー機具を運航してはならない（第13条）。

(3) 機具の安全検査

所有者は、海洋警察庁長が実施する安全検査を受けなければならない。安全検査は、新規検査（登録をしようとする際）、定期検査（登録以後一定期間ごと）、臨時検査（①定員又は運航区域、②海洋水産部（部は日本の省に相当）令で定める構造、設備又は装置を変更しようとする場合）に分けられる。所有者は、安全検査を受けなかった又は検査に合格しなかった動力水上レジャー機具を運航してはならない（第15条）。海洋警察庁長又は検査代行者¹³は、安全検査に合格した動力水上レジャー機具の所有者に安全検査証及び安全検査済証¹⁴（新規検査及び定期検査の場合に限定）を発行しなければならず（第16条）、所有者は、動力水上レジャー機具のよく見える位置に安全検査済証を付けなければならない（第17条）。検査代行者に所属し検査業務に従事する者は、海洋警察庁長が実施する教育を受けなければならない（第20条）。

(4) 機具の安全基準

動力水上レジャー機具は、性能及び安全の基準に適合した船体、推進エンジン、排水設備、マスト、操舵・繫船・揚錨設備、電気設備、救命・消防設備その他海洋水産部令で定める設備の全部又は一部を備えなければならない（第21条）。所有者は、無線設備及び位置発信装置を動力水上レジャー機具に備えなければならないが、所有者又は使用者は、運航時に無線設備及び位置発信装置を作動させなければならない（第22条、第23条）。

⁹ 動力水上レジャー機具の総トン数、出力等を考慮し大統領令で定める場合はこの限りでない。

¹⁰ 「体育施設の設置・利用に関する法律施行令（大統領令第32018号）」別表1

¹¹ 営利を目的に体育施設を設置・経営し、又は体育施設を利用した教習行為を提供する業。「体育施設の設置・利用に関する法律（法律第18860号）」第2条第2号

¹² 水上レジャー安全法第2条第4号による動力水上レジャー機具。水上レジャー機具登録法第2条第3号

¹³ 動力水上レジャー機具の安全検査に関する業務の全部又は一部を代行する、海洋警察庁長が指定する機関又は団体。水上レジャー機具登録法第18条第1項

¹⁴ 現行の水上レジャー安全法施行規則（海洋水産部令第536号）第26条第3項及び別紙第31号書式で、書類形式の安全検査証の書式が定められている。今回制定された水上レジャー機具登録法上の安全検査済証は、動力水上レジャー機具に貼付することができる形式になるものと思われる。前掲注(4),(5); 「수상레저안전법 시행규칙 (해양수산부령 제536호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241097&ancYd=20220224&ancNo=00536&efYd=20220224&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>